

1

2

3

4

5

6

7

8

9 **第1章 計画改定の背景**

10

11

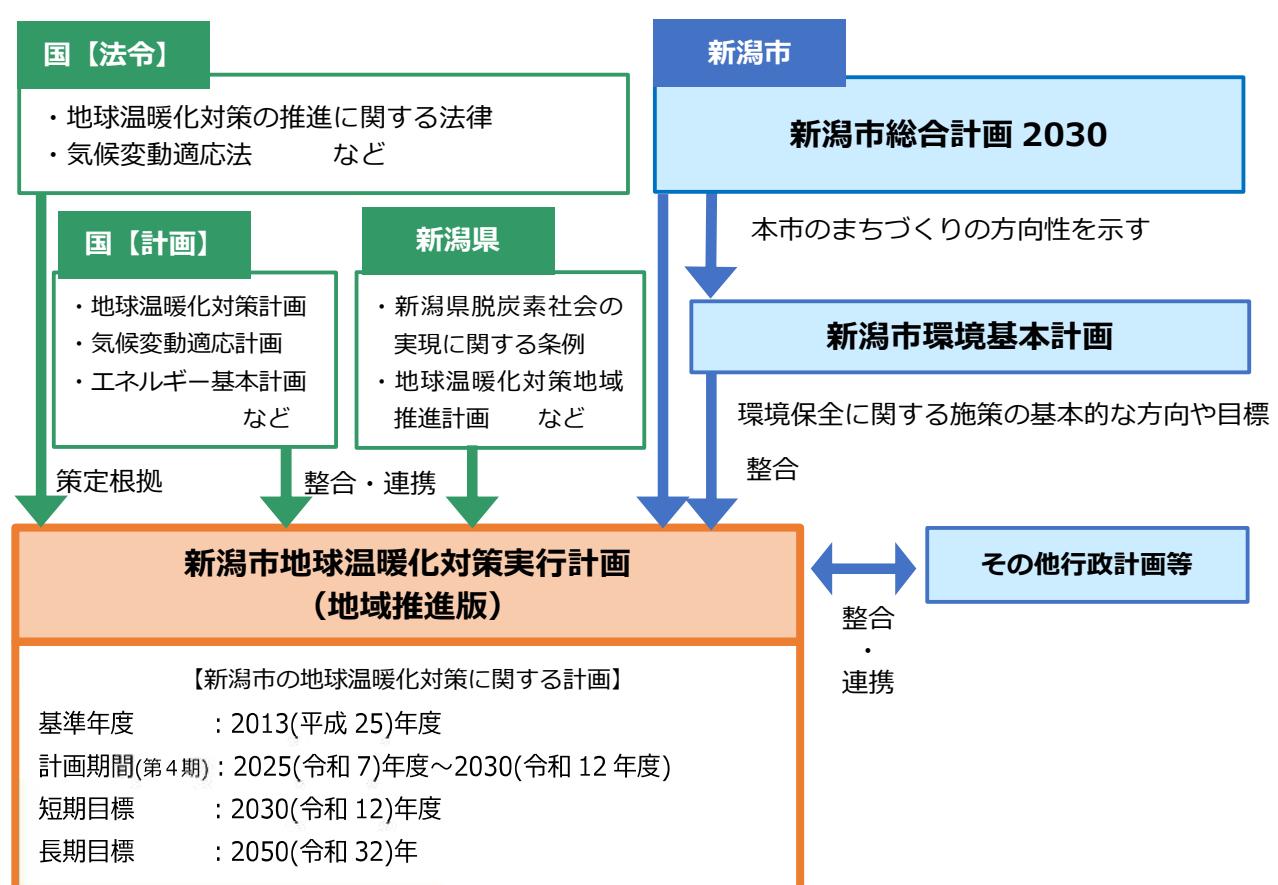
1 本計画の基本的事項

1 計画の定義と位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」です。市域からの温室効果ガスの排出量を削減し、脱炭素社会の実現を目指すことを目的に、目標を定めて施策を推進していくとともに、気候変動による影響を計画的に回避・軽減するための計画として策定します。

国の関連する法律や計画に配慮するとともに、「新潟市総合計画 2030」（2023年4月）を上位計画とする分野別計画である「新潟市環境基本計画」の地球温暖化対策の個別計画として位置づけます。その他、市の各種関連計画・事業等との整合・連携を図るものとします。

■ 計画の位置づけ



1 ■ 関連の行政計画等

計画等名称（策定年月）
地球温暖化対策実行計画（第6期市役所率先実行版）（2025年3月）
にいがた都市交通戦略プラン（2019年7月）
地域公共交通計画（2024年6月）
自転車利用環境計画（2010年3月）※2024年3月改訂
下水道中期ビジョン(改訂版)(2024年3月)
水道事業経営計画～マスタープラン2034～（2025年3月）
バイオマス産業都市構想（2013年4月）
バイオマстаун構想（2008年3月）
一般廃棄物処理基本計画（2025年3月）
みどりの基本計画（2009年6月）※2022年7月一部改定
生物多様性地域計画（2012年3月）
農業構想（2023年4月改定）
消費生活推進計画・消費者教育推進計画（3次2023年3月）
住生活基本計画（2023年3月）

2

3
4

2 計画の期間と目標年次

5 本計画の計画期間は、2025（令和7）年度から2030（令和12）年度までの6年間とします。
6 国に準じて、基準年度を2013（平成25）年度とし、2030（令和12）年度の短期目標及び2050
7 （令和32）年の長期目標について定めます。また、2035（令和17）年度及び2040（令和22）
8 年度に中間目標を設定し進捗管理を行います。

9

年度	2013	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2035	2040	2050
第4期 計画期間	☆ 基準 年度						★ 短期 目標	★ 中間 目標	★ 中間 目標	★ 長期 目標

10

11

12

3 計画の対象

本計画の対象となる地域は新潟市全域とし、対象とする温室効果ガスは以下の7種類とします。

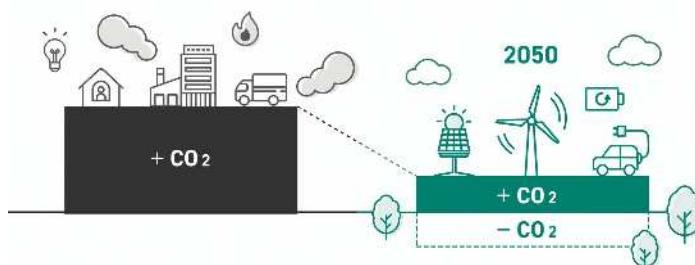
■ 対象とする温室効果ガス

ガスの種類	用途・排出源
CO₂ 二酸化炭素	化石燃料の燃焼など。
CH₄ メタン	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
N₂O 一酸化二窒素	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
HFCs ハイドロフルオロカーボン類	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など。
PFCs パーフルオロカーボン類	半導体の製造プロセスなど。
SF₆ 六フッ化硫黄	電気の絶縁体など。
NF₃ 三フッ化窒素	半導体の製造プロセスなど。

ゼロカーボンって何？

ゼロカーボンは、カーボンニュートラルとも呼ばれます、「温室効果ガスの排出を全体としてゼロ」にすることを示します。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。



出典) 脱炭素ポータル
(環境省) HP

2 地球温暖化と気候変動の動向

1 地球温暖化とは

地球温暖化とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象のことといいます。

代表的な温室効果ガスである二酸化炭素の大気中濃度は現在も増加を続けており、2024年 の世界平均濃度は産業革命以前に比べて1.5倍に達しています。また、毎年排出される温室効果ガス量も世界全体で増加しており、2010年代は0.6%程度であった前年比増加率が2024年は前年比2.3%増加と排出が加速している傾向にあります。

また、IPCC「気候変動に関する政府間パネル」第6次評価報告書（2021年）では、初めて「人間の影響が大気、海洋、及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と評価されました。2011～2020年の世界平均気温は1850～1900年よりも約1.09℃上昇しており、21世紀末までには、温室効果ガス排出量が非常に高いシナリオにおいて、1850～1900年を基準として最大5.7℃上昇すると予測されています。

2 地球温暖化の影響に伴う気候変動

IPCC第6次評価報告書では、すでに発生している気候変動による影響が下図のとおりまとめられています。大雨や干ばつといった極端な気象により、自然生態系の変化が観測され、農業・漁業、インフラ、感染症やメンタルヘルス等の健康面に至るまで幅広い分野で、また世界中のすべての地域で悪影響が表れています。

■ 既に発生している気候変動による影響



【(出典) IPCC 第6次評価報告書統合報告書 Summary for Policy Makers (政策決定者向け要約) 解説資料、国立環境研究所】

1 今後、気候変動がさらに進行することにより、さまざまな影響が深刻化することが予測されています。

■ 2100 年までのリスクの例

種類	内容
水資源	2℃の温暖化で一部の融雪に依存する河川流域で利用できる融雪水が最大 20%減少
健 康	気候に敏感な感染症が増加。特にデング熱のリスクが増大し今世紀末には数十億人をリスクにさらす
生態系	数万種の生物のうち、温暖化が 2℃の場合 3~18%、5℃の場合 3~48% に非常に高い絶滅のリスクがある

4 日本でも、気候変動により猛暑日や熱帯夜が増加しており、熱中症による死者数も増加傾向
5 にあります。また、台風の大型化や集中豪雨の頻発により水害や土砂災害などの激甚化が顕著で
6 す。

【低地で発生する内水氾濫】



【台風による暴風で転倒した車】



[出典：全国地球温暖化防止活動推進センター]

3 地球温暖化対策を巡る動向

国際的な動向

■■国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）・パリ協定

16 2015（平成 27）年 12 月に、COP21において「パリ協定」が採択され、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどが決定されました。この「パリ協定」により、全ての国々が長期的な温室効果ガス排出削減に乗り出すことになり、1997（平成 9）年の「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなりました。

20 その後、各国で温室効果ガス排出削減に向けた目標を掲げられ、2021（令和 3）年 11 月の COP26 では、パリ協定の実施に必要なルールブックが制定され、各国が気温上昇を 1.5℃に抑える努力を継続することを確認しました。

国内の動向

■■地球温暖化対策計画

日本は、2015（平成 27）年 7 月に、日本の温室効果ガスの排出量を 2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比で 26% 削減する目標を示した約束草案を国連に提出し、「パリ協定」に基づき、2016（平成 28）年 5 月に、その達成に向けた具体的な取組を定めた、「地球温暖化対策

1 計画」を策定しました。併せて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「地球温暖化対策
2 推進法」という。)を改正し、その第21条では、地方公共団体が地球温暖化対策に関する計画を
3 策定することを定めています。

4 その後、2021(令和3)年4月に、世界全体での1.5℃目標及び「2050年ネット・ゼロ」と
5 整合的で野心的な目標として、温室効果ガス排出量を2030(令和12)年度までに46%削減
6 (2013年度比)を表明し、2025(令和7)年2月には、「2050年ネット・ゼロ」へ直線的経路
7 にある目標として、2035(令和17)年度までに60%削減、2040(令和22)年度までに73%
8 削減を表明しました。また、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させ、排出削減
9 と経済成長の同時実現に資する地球温暖化対策を推進していくことが示されました。

■■第7次エネルギー基本計画

12 2025(令和7)年2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」では、エネルギー安定
13 供給の確保に向けた投資を促進する観点から、2040(令和22)年やその先のカーボンニュート
14 ラル実現に向けたエネルギー需給構造を視野に入れつつ、S+3E(安全性、エネルギーの安定
15 供給、環境への適合、経済効率性)の原則の下、今後取り組むべき政策課題や対応の方向性が示
16 されました。

17 また、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として
18 最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源
19 構成を目指していくとし、2040年度におけるエネルギー需給の見通しでは、火力発電の割合が
20 引き下げられ、再生可能エネルギーの割合が4~5割程度まで引き上げられています。

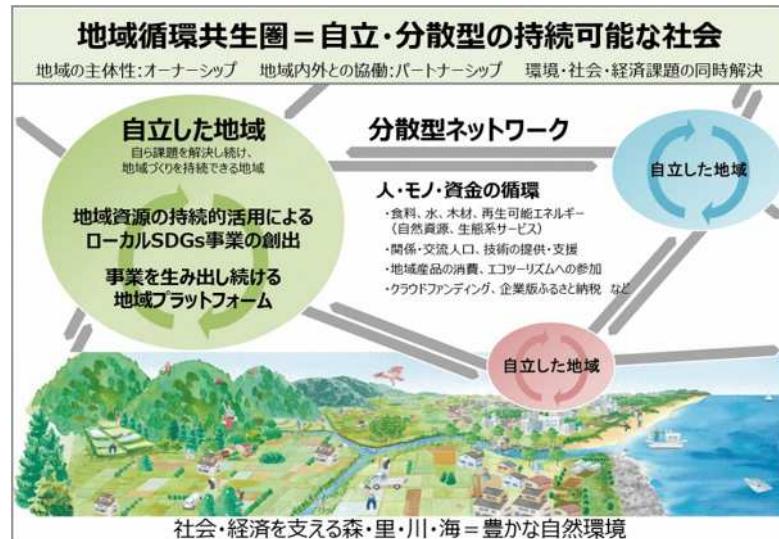
■■GX2040 ビジョン

23 国際情勢の緊迫化やGX・DXの進展に伴う電力需要増加の可能性など、将来の見通しに対する
24 不確実性が高まる中、GXに向けた投資の予見可能性を高めるため、より長期的な方向性として
25 「GX2040 ビジョン」が2025(令和7)年2月に閣議決定されました。エネルギー政策と一体
26 となり、エネルギー安定供給確保、経済成長、脱炭素を同時実現するため、目指す産業構造や脱
27 炭素電源等の活用を見据えた産業集積の加速、成長志向型カーボンプライシング構想など、ビジ
28 ョンの方向性に沿った政策の具体化が進められていくことが示されました。

■■第6次環境基本計画

31 2024(令和6)年5月に閣議決定された国の「第6次環境基本計画」では、環境保全を通じた、
32 「現在および将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」を
33 実現することが環境政策の最上位の目的として掲げられました。「地域循環共生圏」の実装を通
34 じ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型
35 社会」を目指すべき持続可能な社会の姿とし、環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上へ
36 の高度化を図ることとしています。

■ 地域循環共生圏



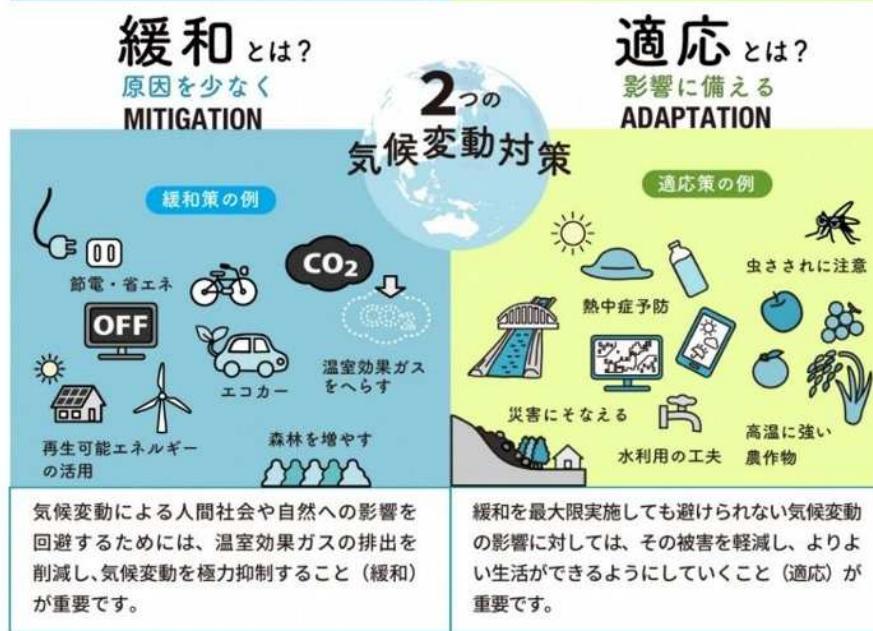
【(出典) 環境省「ローカルSDGs -地域循環共生圏-」】

■ 気候変動適応法と地域気候変動適応計画

2018（平成30）年6月には、「気候変動適応法」が公布されました。温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は車の両輪として取り組むべきであり、本法律と「地球温暖化対策推進法」により、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して緩和策と適応策の双方を推進するための法的仕組みが整備されました。

また、本法律において、地方公共団体に「地域気候変動適応計画」の策定が努力義務として位置づけられました。法の施行に伴い、国立環境研究所内に情報基盤の中核となる「気候変動適応センター」が設立され、『気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）』などを通じた情報提供や地域への技術的助言・支援が行われています。2019（平成31）年4月には、新潟県保健環境科学研究所に「新潟県地域気候変動適応センター」が設置されました。

■ 2つの気候変動対策（緩和策と適応策）



【(出典) 気候変動適応とは、気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）】